



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 594 随意契約の相手方の決定 (広報課) ..... 1
- 595 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改正 (総務学事課) ..... 2
- 596 平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部改正 ( " ) ..... 2
- 597 吉原土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 3
- 598 名田周辺土地改良区の役員の就退任 ( " ) ..... 3
- 599 保安林の指定の解除 (森林整備課) ..... 4
- 600 漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (資源管理課) ..... 5
- 601 道路の指定 (建築住宅課) ..... 5
- 602 一団地の建築物の認定 ( " ) ..... 5

### ○ 監査委員告示

- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 ..... 5

### ○ 収用委員会告示

- 19 土地収用法による裁決手続開始の決定 ..... 6
- 20 " ..... 7
- 21 " ..... 7

### ○ 正誤

- 平成24年6月15日付け和歌山県報第2364号和歌山県告示第708号中 ..... 9

## 告 示

### 和歌山県告示第594号

平成25年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成25年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県広報課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社和歌山放送  
和歌山市湊本町3丁目3番地

## 5 随意契約に係る契約金額

27,492,555円（うち消費税及び地方消費税の額1,309,169円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

**和歌山県告示第595号**

平成13年和歌山県告示第748号（和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「財団法人和歌山県国際交流協会」を「公益財団法人和歌山県国際交流協会」に、「社団法人和歌山県私学振興基金協会」を「一般社団法人和歌山県私学振興基金協会」に、「財団法人和歌山県人権啓発センター」を「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」に、「社団法人和歌山県青少年育成協会」を「公益社団法人和歌山県青少年育成協会」に、「財団法人和歌山県救急医療情報センター」を「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」に、「財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」に、「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に、「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に、「財団法人和歌山県勤労福祉協会」を「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」に、「財団法人和歌山県農業公社」を「公益財団法人和歌山県農業公社」に、「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に、「財団法人和歌山県栽培漁業協会」を「公益財団法人和歌山県栽培漁業協会」に、「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に、「社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま」に改める。

---

**和歌山県告示第596号**

平成15年和歌山県告示第818号（和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等）の一部を次のように改正する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「財団法人和歌山県国際交流協会」を「公益財団法人和歌山県国際交流協会」に、「社団法人和歌山県私学振興基金協会」を「一般社団法人和歌山県私学振興基金協会」に、「財団法人和歌山県人権啓発センター」を「公益財団法人和歌山県人権啓発センター」に、「社団法人和歌山県青少年育成協会」を「公益社団法人和歌山県青少年育成協会」に、「財団法人和歌山県救急医療情報センター」を「公益財団法人和歌山県救急医療情報センター」に、「財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」に、「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に、「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に、「財団法人和歌山県勤労福祉協会」を「一般財団法人和歌山県勤労福祉協会」に、「財団法人和歌山県農業公社」を「公益財団法人和歌山県農業公社」に、「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に、「財団法人和歌山県栽培漁業協会」を「公益財団法人和歌

山県栽培漁業協会」に、「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に、「社団法人畜産協会わかやま」を「公益社団法人畜産協会わかやま」に改める。

**和歌山県告示第597号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成25年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	楠部康弘	有田郡有田川町大字吉原664番地2
理事	平浩治	有田郡有田川町大字吉原971番地
理事	武内優	有田郡有田川町大字吉原318番地
理事	岩倉一郎	有田郡有田川町大字吉原811番地1
理事	白倉博市	有田郡有田川町大字吉原536番地
理事	細田貞夫	有田郡有田川町大字吉原1264番地
理事	神田智治	有田郡有田川町大字吉原1244番地
理事	中井公男	有田郡有田川町大字吉原344番地3
監事	林忠雄	有田郡有田川町大字吉原1169番地1
監事	林房憲	有田郡有田川町大字吉原1438番地

## 2 就任した役員（平成25年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	高垣俊和	有田郡有田川町大字吉原717番地
理事	的場和夫	有田郡有田川町大字吉原702番地
理事	谷口篤司	有田郡有田川町大字吉原1249番地
理事	楠部俊次	有田郡有田川町大字吉原1359番地
理事	高垣昌弘	有田郡有田川町大字吉原613番地
理事	河村彰久	有田郡有田川町大字吉原329番地3
理事	吉川克郎	有田郡有田川町大字吉原733番地1
理事	佐々木勝	有田郡有田川町大字吉原871番地3
監事	山田隆則	有田郡有田川町大字吉原1166番地
監事	林弘基	有田郡有田川町大字吉原1874番地

**和歌山県告示第598号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、名田周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員（平成25年4月4日退任）

職名	氏名	住所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	山田泰久	御坊市塩屋町北塩屋910番地3

理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀端知	御坊市名田町野島307番地
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	寺下和宏	御坊市名田町上野1573番地2
理事	森田友一	御坊市名田町楠井2331番地
理事	関本紘一	御坊市名田町楠井514番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	池田幸延	日高郡印南町大字津井396番地
理事	辻本峰一	日高郡印南町大字印南1474番地の1
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	江川律	御坊市名田町上野1264番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
監事	北村良雄	御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	川瀬邦造	日高郡印南町大字印南2265番地の3

## 2 就任した役員(平成25年4月5日就任)

職名	氏名	住所
理事	西崎文裕	御坊市熊野1253番地
理事	桶谷博	御坊市岩内14番地
理事	岡義則	御坊市塩屋町北塩屋28番地
理事	木村三樹夫	御坊市塩屋町北塩屋923番地
理事	坂本守	御坊市塩屋町南塩屋1509番地
理事	前田敏雄	御坊市名田町野島3533番地
理事	河端正憲	御坊市名田町野島1730番地
理事	堀井和範	御坊市名田町野島189番地
理事	寺下和宏	御坊市名田町上野1573番地2
理事	森保	御坊市名田町上野1434番地
理事	鈴木章博	御坊市名田町楠井29番地
理事	矢野嗣朗	御坊市名田町楠井1865番地
理事	山野茂	御坊市名田町楠井614番地
理事	池田幸延	日高郡印南町大字津井396番地
理事	片原均	日高郡印南町大字印南1198番地の2
理事	塩路利幸	日高郡印南町大字印南1839番地
理事	芝本貴史	御坊市名田町楠井621番地
理事	山崎亮太	日高郡印南町大字津井53番地
監事	北村良雄	御坊市塩屋町北塩屋132番地
監事	笹本勝也	御坊市名田町野島3431番地内1号
監事	江川律	御坊市名田町上野1264番地

## 和歌山県告示第599号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市新庄町字西橋谷46の4(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第600号**

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年和歌山県告示第692号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成25年5月17日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、毛見浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、箕島町、逢井、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

**和歌山県告示第601号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名 称	指定年月日	延 長	幅 員	所在地 起点
				所在地 終点
県道那賀かつらぎ線 (予定)	平成25. 5. 21	376. 9m	5. 5~11. 5m	伊都郡かつらぎ町大字笠田中971-4地内
				伊都郡かつらぎ町大字笠田東1270-18地内
	392. 9m	5. 5~11. 5m	伊都郡かつらぎ町大字笠田東1270-15地内	
			伊都郡かつらぎ町大字笠田東1307地内	

**和歌山県告示第602号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づく総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域及び関係図書の縦覧に供する場所を同条第8項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 認定番号 建住第151号
- 2 認定日 平成25年5月21日
- 3 一団地の対象区域 東牟婁郡串本町クジ野川字大谷1060番4、1060番5、1060番6、1060番136、東牟婁郡串本町サンゴ台1060番137、1060番253
- 4 縦覧に供する場所 県土整備部都市住宅局建築住宅課  
東牟婁振興局串本建設部

**監査委員告示**

和歌山県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人武田宗久の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成25年5月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博  
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
酒井清	兵庫県川西市美山台一丁目1番地の44	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
大川幸一	兵庫県川西市南花屋敷四丁目15番26号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
福原顕憲	大阪府枚方市津田南町一丁目30番6号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
井谷裕介	大阪府大阪市旭区高殿四丁目7番12-308号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
長谷川くにこ	大阪府大阪市北区本庄西二丁目22番16-504号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
柳川英紀	大阪府門真市三ツ島二丁目20番52号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで
松本好史	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目1番5号	平成25年5月10日から平成26年3月31日まで

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年5月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年5月21日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
 （次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地	土地所有者	土地に関して権利を有する関係人

所在地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
	登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県西牟婁郡白浜町大古字下モ田	272番1	田	田	382	382.10	374.37	7.72	井本幸男	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田1986番地	—	—
	273番1	田	田	790	790.83	790.83	—				
和歌山県西牟婁郡白浜町大古字山崎前	327番1	田	田	1,117	1,117.23	1,078.06	39.15				

和歌山県収用委員会告示第20号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年5月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年5月21日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡ささみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
	登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県西牟婁郡白浜町大古字中仙場	666番1	宅地	宅地	211.30	211.30	211.30	—	不明 ただし、 中谷妙子	和歌山県西牟婁郡白浜町大古159番地の2	—	—

和歌山県収用委員会告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年5月9日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成25年5月21日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類		
		登記簿	現 況								登記簿	実 測
和歌山県西牟婁郡白浜町大古字中仙場	661番1	畑	畑	71	71.86	14.00	23.48	不明		—	—	—
	666番3	畑	畑	218	218.59	206.90	9.45	ただし、中谷妙子  又は、登記名義人中谷太郎  上記法定相続人中谷園子(持分32分の24)  中谷貴美子(持分32分の2)  中谷信嗣(持分32分の1)  中谷譲二(持分32分の1)  中馬彌壽子(持分32分の2)  丸毛幸代(持分32分の2)	和歌山県西牟婁郡白浜町大古159番地の2  大阪府大阪市西区土佐堀3丁目3番10-907号  住所不明  東京都渋谷区富ヶ谷1丁目41番4号  東京都渋谷区富ヶ谷1丁目41番4号  大阪府大阪市西区江之子島1丁目8番44号 江之子島コスモス苑  大阪府大阪市北区天神橋2丁目2番6号	—	—	—



## 正 誤

## 正 誤

平成24年6月15日付け和歌山県報第2364号和歌山県告示第708号中

ページ	誤	正
3	児童発達支援	児童発達支援 放課後等デイサービス